

令和3年第2回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

開 会 令和3年6月 9日

閉 会 令和3年6月11日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第1日（6月9日）

出席議員 8名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	川 崎 憲 二 君
3番	久 慈 省 悟 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	森 弘 美 君	6番	吉 田 勉 君
7番	坂 本 豊 君	8番	木 村 修 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
副 村 長	工 藤 洋 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	八木澤 琴 美 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	川 崎 幸 治 君
住 民 課 長	佐 藤 一 仁 君
健 康 福 祉 課 長	高 田 一 憲 君
教 育 課 長	木 村 伸 一 君
産 業 振 興 課 長	高 田 徹 君
建 設 課 長	稲 葉 正 明 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 中 川 悟 君
議 会 事 務 局 次 長 坂 本 ゆかり 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

5 番 森 弘 美 君
6 番 吉 田 勉 君

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 報告第 2号 蓬田村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 第 6 報告第 3号 蓬田村税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 第 7 報告第 4号 蓬田村半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 第 8 報告第 5号 令和2年度蓬田村一般会計補正予算（第13号）の専決処分について
- 第 9 報告第 6号 令和2年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第5号）の専決処分について
- 第10 報告第 7号 令和2年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第7号）の専決処分について
- 第11 報告第 8号 令和2年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について
- 第12 報告第 9号 令和2年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分について
- 第13 報告第10号 令和2年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分について
- 第14 報告第11号 繰越明許費繰越計算書の報告について

第15 議案の上程・提案理由の説明

議案第23号 蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案

議案第24号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少
及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について

議案第25号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の
減少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更について

議案第26号 令和3年度蓬田村一般会計補正予算（第1号）案

議案第27号 令和3年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第28号 令和3年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案

議案第29号 令和3年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第30号 令和3年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案

第16 議案第23号 蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案

第17 議案第24号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少
及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について

第18 議案第25号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の
減少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更について

午前9時45分 開会

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより令和3年第2回蓬田村議会定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村 修君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、5番森 弘美君、6番吉田 勉君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（木村 修君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から6月11日までの3日間と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月11日までの3日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（木村 修君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、6月2日に行われた出納検査の結果資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、前定例会以降に提出されました陳情第1号、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情については、資料としてお手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として、村長、副村長、教育長、代表監査委員、会計管理者、各課長の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（木村 修君） 日程第4、村長より前定例会以降における村行政の主なるものについて報告を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） おはようございます。

それでは、令和3年3月蓬田村議会定例会後の主なる行事及び会議等についてご報告申し上げます。

3月19日金曜日、蓬田小学校の卒業式があり、出席をいたしました。

同日、蓬田村連合自治会総会がふるさと総合センターでございまして、これに出席しております。

3月20日土曜日、蓬田保育園の卒園式があり、出席をしております。

3月23日火曜日、青森地域広域事務組合議会の定例会がございました。青森市の広域消防本部でございます。これに出席しております。

3月24日水曜日、蓬田村土地改良区総代会がふるさと総合センターで開催されましたので、出席をしております。

3月28日日曜日、青森地域広域事務組合平内消防署の開所式が平内町でございましたので、これに出席をしております。

3月31日水曜日、蓬田村農業経営者協議会総会がふるさと総合センターで開催され、これに出席しております。

4月7日水曜日午前中が蓬田小学校の入学式、午後が蓬田中学校入学式、それぞれ小学校・中学校で開催され、これに出席しております。

4月16日金曜日、蓬田村連合婦人会総会がふるさと総合センターで開催されましたので、これに出席しております。

5月16日日曜日、蓬田中学校の運動会が総合グラウンドで行われましたので、出席をしております。

5月17日月曜日、東津軽郡町村会総会が青森市内で開催されましたので、これに出席しております。

5月19日水曜日、青森県主催の市町村長会議、町村の部でございしますが、これがウェブ会議で開催され、これに参加しております。

5月20日木曜日、村内の田植え督励のための村内の水田を巡回しております。村と議

会と農協でこれを実施いたしました。

5月25日火曜日、蓬田村商工会総会がふるさと総合センターで開催されましたので、これに出席しております。

5月27日、蓬田村健康づくり推進協議会がふるさと総合センターで開催されましたので、これに出席しています。

6月4日金曜日、蓬田村保健協力員会議がふるさと総合センターで開催されましたので、これに出席しております。

6月6日日曜日、蓬田小学校運動会が蓬田小学校で開催されましたので、これに出席しております。

なお、蓬田村役場庁舎建設検討委員会の開催状況について、別建てで申し上げます。

昨年12月23日に第1回検討委員会を開催して以来、6回にわたって会議を開催してまいりました。大変お忙しい時期でございましたけれども、委員各位のご協力の下、去る5月31日、第6回検討委員会において答申をいただきました。村にとってはこれ以上の委員会はないものと考えておりまして、答申内容を最大限尊重して今後事業を進めてまいり所存でございます。誠にありがとうございました。

また、新型コロナワクチン接種につきましては、5月10日から蓬田診療所において個別接種を開始しております。現在、計画どおりに進んでいる状況でございます。

以上、行政報告をいたします。

○議長（木村 修君） 以上で、村長の行政報告は終わりました。

日程第5 報告第2号 蓬田村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する
条例の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第5、報告第2号蓬田村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分について、報告を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 報告第2号、蓬田村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

提案理由といたしましては、地方自治法第179条第3項の規定により報告して、承認を求めるものであります。

2枚おめくりください。

蓬田村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

蓬田村固定資産評価審査委員会条例（昭和63年蓬田村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

それから、第8条の第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改めるものであります。

次のページ、新旧対照表をお開きください。

第4条に関しては、第4項が削除ということになります。

それから、第8条の中の第5項の中では、今までは押印しなければならないものを、押印を省略している、文言を削ったものであります。

以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより報告第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第2号は承認することに決定されました。

日程第6 報告第3号 蓬田村税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第6、報告第3号蓬田村税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、報告を求めます。税務課長。

○税務課長（川崎幸治君） 報告第3号、蓬田村税条例等の一部を改正する条例の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

提案理由、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

次のページをお願いします。

専決第9号、専決処分書。

蓬田村税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決理由、地方自治法の一部改正に伴い、蓬田村税条例の改正が必要となり専決処分するものである。

主な改正事項について説明いたします。新旧対照表6ページを御覧ください。

上段です。附則第6条で、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例で、令和9年度まで延長されます。これはセルフメディケーション税制の延長であります。

次に、9ページをお願いします。

これは土地に対して課する固定資産税の特例でありまして、附則第11条以降で、令和3年から令和5年度までの前年度を上回らない課税となるものであります。

次に、13ページをお願いします。

中段、附則第15条の2で、臨時的軽減期限を令和3年12月31日まで9か月間延長するものであります。これは軽自動車税の環境性能割の軽減延長であります。

次に、14ページ中段、附則第16条で、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに初回登録した車両に対する税率の特例が適用されます。これは軽自動車税の種別割の税率の特例であります。

次に、17ページをお願いします。

一番下のほうですけれども、附則第26条で、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別控除の拡充延長ということで、住宅借入金等の税額の控除の拡充と延長がなされます。

報告第3号のほうに戻っていただきまして、6ページです。

附則。施行期日。第1条、この条例は令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、終わります。

これより報告第3号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

- 議長(木村 修君) 起立全員であります。よって、報告第3号は承認することに決定されました。

日程第7 報告第4号 蓬田村半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

- 議長(木村 修君) 日程第7、報告第4号蓬田村半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、報告を求めます。税務課長。

- 税務課長(川崎幸治君) 報告第4号、蓬田村半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

提案理由、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

次のページをお願いします。

専決第10号、専決処分書。

蓬田村半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決理由。地方税法の一部改正に伴い、蓬田村半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の改正が必要となり専決処分するものである。

次のページをお願いします。

真ん中辺ですけれども、第2条中、平成33年3月31日を令和5年3月31日に改め、2年間延長するものであります。

附則、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上であります。

- 議長(木村 修君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、終わります。

これより報告第4号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第4号は承認することに決定されました。

日程第8 報告第5号 令和2年度蓬田村一般会計補正予算（第13号）の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第8、報告第5号令和2年度蓬田村一般会計補正予算（第13号）の専決処分について、報告を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 報告第5号、令和2年度蓬田村一般会計補正予算（第13号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

提案理由といたしましては、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

次ページ、お開きください。

専決第2号、令和2年度蓬田村一般会計補正予算（第13号）。

令和2年度蓬田村の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,262万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億6,521万1,000円とするものであります。

それでは、総務課の主なものについてご説明を申し上げます。

まず、12ページ、歳入のほうです。

10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税1節地方交付税ということで5,118万4,000円増額してございます。これは確定による補正でございます。

次に、16ページ、お開きください。

14款国庫支出金2項国庫補助金5目総務費国庫補助金の1節から8節までですけれども、事業確定による減額、増額、おのおのしております、補正額が173万2,000円減額でございます。

それから、17ページ、次のページの下段、15款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金の1節総務費補助金ですけれども、青森県新型コロナウイルス感染症対応地域経済対策事業費補助金として930万円を増額補正してございます。

それから、19ページ、中段、15款3項1目総務費の委託金、総額で331万円を減額してございます。これは事業確定による減額でございます。

それから、21ページ、上段、20款3項1目第三セクター貸付金償還金収入、第三セクター貸付金償還金収入を2,000万円予算取っておりましたけれども、2,000万円を減額してございます。

次に、歳出です。24ページ、お開きください。

2款総務費1項総務管理費の8目企画費の20節貸付金、第三セクター貸付金として2,000万円の減額をしてございます。これは貸付けの実績がないために減額したものであります。

次の25ページ、お開きください。

2款1項13目財政調整基金、蓬田村財政調整基金積立金として1,352万1,000円、それから14目公共用施設整備基金費で蓬田村公共用施設整備基金積立金として1億7,200万円、それぞれ増額してございます。

それから、15目新型コロナウイルス感染症対策費11節から18節まであるわけですけれども、総額で1,079万1,000円を減額してございます。これは事業費確定による減額でございます。

それから、38ページ、お開きください。

下段の9款消防費1項消防費1目非常備消防費761万5,000円の減額をしてございます。これも事業確定によるものでございます。

それから、次のページの39ページ、4目新型コロナウイルス感染症対策費としての備品購入費で111万円を減額してございます。これも事業の実績によるものであります。

総務費は以上です。

○議長（木村 修君） 次に、税務課長。

○税務課長（川崎幸治君） 税務課関係の項目について説明させていただきます。

歳入になります。10ページをお願いします。

1款1項市町村民税50万5,000円の増額をしております。

1款3項軽自動車税7万8,000円の増額をしております。

2款地方譲与税から11ページ、8款自動車税環境性能割交付金まで、それぞれ収入見込額を計上しております。

次に、歳出になります。24ページをお願いします。

下段です。2款1項11目地籍調査費12節委託料ですけれども、32万3,000円の減額をしております。これは事業の終了に伴い精査したものであります。

以上です。

○議長（木村 修君） 次に、住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） それでは、住民課関係の主なものについて説明させていただきます。

28ページ、歳出になります。お聞きをお願いします。

3款1項1目27節繰出金、国保特別会計に関する繰出金で合わせて375万7,000円を減額しております。国保事業事務事業費の確定に伴い予算調整を行ったものでございます。

次のページ、29ページになります。

3款1項2目27節繰出金、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計に関する繰出金で合わせて1,060万3,000円を減額しております。介護関係は859万2,000円、後期高齢者は201万1,000円となっております。これも介護事業、それから後期高齢者医療事業の事務事業費の確定に伴い予算調整を行ったものです。

説明は以上となります。

○議長（木村 修君） 次に、健康福祉課長。

○健康福祉課長（高田一憲君） それでは、健康福祉課関係の主な項目について説明させていただきます。30ページをお聞きください。

上段、3款1項7目子育て世帯への臨時特別給付金事業費5万円を減額計上しております。

その下、8目新型コロナウイルス感染症対策費230万2,000円を減額計上してございます。

次のページ、31ページをお聞きください。

上段、3款2項4目保育所費394万4,000円を減額計上しております。

その下、4款1項2目予防費619万8,000円を減額計上しております。

32ページをお聞きください。

中段、4款1項3目環境衛生費857万3,000円を減額計上しております。

次のページ、33ページをお開きください。

上段、4款1項4目母子衛生費747万6,000円を減額計上しております。

次に、34ページをお開きください。

中段、4款1項13目新型コロナワクチン接種体制確保事業費177万8,000円を減額計上しております。

いずれも年度事務事業終了に伴い精査し、予算調整したものです。なお、歳入につきましては、歳出と対応額を合わせて予算措置しております。

以上です。

○議長（木村 修君） 次に、産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） 産業振興課関係の予算の主なものについて説明いたします。

歳出の35ページをお開きください。

6款1項12目17節捕獲用車両購入費213万3,000円の減額です。これは1.8トンダンプ購入の入札により事業費が確定したため減額するものです。

続きまして、その下段、6款2項1目18節分収林間伐材等交付金200万円の減額です。これは令和2年度中に分収林の間伐の実績がなかったため、全額減額するものです。

次に、36ページをお開きください。

6款3項2目10節修繕料100万円の減額です。これは瀬辺地漁港の修繕がなかったため、全額減額するものです。

今説明した以外の予算も事業費確定に伴う補正となっております。

以上です。

○議長（木村 修君） 次に、建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 建設課関係の主な項目について説明いたします。

歳入から説明いたします。15ページをお開きください。

中段、14款2項3目1節社会資本整備総合交付金2,731万1,000円の減額については、事業費の確定に伴い、よもつと団地家賃補助分38万4,000円、村道舗装補修工事分30万2,000円の増額と、除雪ロータリー購入事業が採択されなかったため2,799万7,000円の減額になります。

18ページをお開きください。

下段、15款2項4目1節農業費補助金、農村地域防災事業交付金は事業費の確定に伴

い429万円の減額になります。

次に、歳出について説明いたします。35ページをお開きください。

上段、6款1項5目12節委託料、ため池ハザードマップ作業業務委託料は支出金額の確定に伴い429万円の減額になります。

37ページをお開きください。

上段、8款2項1目8節旅費、村道5-1-1号線道路拡幅工事用地購入旅費は支出金額の確定に伴い50万円の減額となります。その下、10節需用費、修繕料は支出金額の確定に伴い20万円の減額となります。その下、12節委託料は支出金額の確定に伴い91万8,000円の減額となります。内容としては、道路台帳整備委託料46万5,000円の減額、村道舗装補修工事測量設計業務委託料46万2,000円の減額、橋梁補修工事測量設計業務委託料9,000円の増額となります。その下、14節工事請負費は支出金額の確定に伴い282万8,000円の減額となります。内訳として村道維持管理工事費20万2,000円の減額、村道舗装補修工事費248万3,000円の減額、村道3-1-1号線道路改良工事費14万3,000円の減額となります。

下段、8款2項2目10節需用費は支出金額の確定に伴い799万2,000円の減額となります。内訳として、消耗品費257万1,000円の減額、燃料費237万円の減額、修繕料305万1,000円の減額となります。その下、17節備品購入費は除雪ロータリー購入事業が採択されなかったため、5,003万3,000円の減額となります。その下、21節補償補填及び賠償金、除排雪構造物破損補償費は支出金額の確定に伴い181万5,000円の減額となります。

38ページをお開きください。

中段、8款4項1目10節需用費、光熱水費は支出金額の確定に伴い14万3,000円の減額となります。その下、12節委託料、浄化槽保守点検委託料は支出金額の確定に伴い19万6,000円の減額となります。その下、14節工事請負費、よもつと団地改修工事費は支出金額の確定に伴い27万5,000円の減額となります。

説明は以上になります。

○議長（木村 修君） 次に、教育課長。

○教育課長（木村伸一君） それでは、教育委員会関係の主なものについて説明をいたします。

まず、歳入、15ページをお開き願います。

下段、14款2項4目教育費国庫補助金4節公立学校情報通信ネットワーク環境施設整

備費補助金111万4,000円の減額、その下、5節公立学校情報機器整備費補助金60万円の減額、どちらもタブレット端末整備による事業の確定による減額になります。

次に、39ページをお開き願います。

中段、10款1項3目新型コロナウイルス感染症対策費14節工事請負費は事業の確定により148万円の減額になります。ふるさと総合センターの多目的ホール及び会議室の空調設備の工事を実施したところでございます。

次のページをお開き願います。

上段、10款2項小学校費2目教育振興費は事業費の確定により505万9,000円の減額になります。主なものとして12節の委託料126万8,000円、17節備品購入費230万3,000円は、それぞれタブレット端末整備の事業費の確定による減額になります。

10款3項中学校費2目教育振興費は総額で371万4,000円の減額で、12節委託料から次のページ、19節扶助費の事業の確定による減額になります。主なものとして、タブレット端末整備による12節委託料81万9,000円、17節備品購入費114万7,000円で、それぞれタブレット端末整備の事業の確定による減額になります。また、18節の負担金及び交付金75万2,000円の減額は、中体連の県大会がコロナの関係で中止になったためでございます。

次のページをお開きください。

中段、10款4項1目幼稚園費30万円の減額ということで、これは該当者がございませんでした。

その下、10款5項社会教育費は事業の確定により25万6,000円を減額してございます。

次のページをお開き願います。

10款6項保健体育費の総額96万5,000円の減額は、13節使用料及び賃借料13万1,000円、27節の繰出金85万2,000円、それぞれ事業の確定による減額でございます。

説明以外の科目についても、事業の確定による減額でございます。

説明は以上です。

- 議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。6番吉田 勉君。
- 6番（吉田 勉君） 23ページの一般管理費についてお伺いします。負担金補助及び交付金ということで23万円、自治会運営費補助金という科目で減額になっていますけれども、それはどこかの自治会がこれを取らなかったということでしょうか。
- 議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 通常の自治会の補助金は通常の支払いが行われていますけれども、除雪関係に関しては実績に基づいて補助金の確定をいたしますので、その分の減額でございます。

以上です。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより報告第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第5号は承認することに決定されました。

日程第9 報告第6号 令和2年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算
（第5号）の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第9、報告第6号令和2年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第5号）の専決処分について、報告を求めます。教育課長。

○教育課長（木村伸一君） 報告第6号、令和2年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第5号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

次のページをお開き願います。

専決第3号、令和2年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ121万6,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ2,622万2,000円とする。

5ページをお開き願います。

歳入の主なものとして、1款1項1目1節給食収入36万4,000円の減額になります。これは収入額の確定により減額をしてございます。

2款1項1目1節繰入金、一般会計繰入金を85万2,000円減額してございます。

次のページをお開き願います。

歳出の主なものとして、1款1項1目一般管理費72万4,000円の減額となります。8節の旅費から12節委託料まで、事業費の確定により減額してございます。

その下、2款1項1目給食費、需用費の賄い材料費49万2,000円についても、事業費の確定により減額してございます。

説明は以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。7番坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 5ページの給食費負担金滞納繰越分1万2,000円、これは何人、人数は何人でしょうか。

○議長（木村 修君） 教育課長。

○教育課長（木村伸一君） 2名でございます。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより報告第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第6号は承認することに決定されました。

日程第10 報告第7号 令和2年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算
（第7号）の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第10、報告第7号令和2年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第7号）の専決処分について、報告を求めます。住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 報告第7号、令和2年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第7号）の専決処分について。

提案理由、地方自治法第179条の3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。

専決第4号、令和2年度蓬田村の国民健康保険特別会計補正予算（第7号）は、次に

定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,388万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,371万5,000円とするものでございます。

6ページをお開き願います。歳入になります。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、医療給付費分滞納繰越分から介護納付金分滞納繰越分と、2目退職被保険者等国民健康保険税、合わせて58万円を減額しております。収納率で現年度分は94.62%、滞納分繰越分は19.1%となっております。

続きまして、7ページをお開き願います。

4款1項県補助金1目保険給付費等交付金と2目社会保障・税番号システム整備費補助金、合わせて3,290万4,000円を減額しております。普通交付金と療養費のうち一部負担金を除いた額、療養費給付費、高額療養費3,649万3,000円を減額しております。2号分、40歳から64歳までの人が該当で171万3,000円を計上しております。

続きまして、税番号システム整備費補助金は3月下旬に決定通知が来まして、今回の補正予算に計上しております。補助率10分の10、145万2,000円を計上しております。内容はオンライン資格の国保連や中央会、医療機関との連携、資格証明書・標準負担額減額証などの確認のためです。

続きまして、8ページをお開き願います。

6款1項1目一般会計繰入金376万円を減額しております。そのうちの国保分の出産育児一時金は今年度、1人も該当ありませんでした。

続きまして、11ページから12ページをお開き願います。歳出になります。

2款1項1目一般被保険者療養給付費から5目審査支払手数料まで、合わせて2,982万5,000円を減額しております。昨年度に比べ、がん疾患や心疾患の人が減っております。また、依然として村の多い病気では、がん疾患、整形、筋肉や骨格、それから生活習慣病、高血圧や糖尿病がなっております。

続きまして、15ページをお開き願います。

5款1項1目12節委託費、特定健診未受診者対策業務委託料108万3,000円を減額しております。これは令和2年度より年1回の通知をもって個別受診をできるようにしたものと、それから健康教室を3回開く予定でしたが、コロナ感染の関係で変更契約をして対応したものです。補助率は10分の10となっております。

また、各費目につきましても所要の予算措置を講じており、減額をしておるところで

す。

説明は以上となります。

- 議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。1番小鹿重一君。
- 1番（小鹿重一君） 7ページをお願いします。ここの普通交付金が3,649万3,000円の減額ということなのですが、当初の額から見ると、ちょっと差異が大きいなという感じがするのですけれども、この要因は何でしょうか。
- 議長（木村 修君） 住民課長。
- 住民課長（佐藤一仁君） 要因といたしまして、一般療養給付金とか、それから高額療養費に係っている交付金関係なのですけれども、昨年度に比べて、昨年度は予算を多めに取っていたのですけれども、今回は病気にかかる人、それから高額で入院してかかった人がいなかったため、減額になっているということが主な要因です。

以上です。

- 議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

- 議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第7号は承認することに決定されました。

日程第11 報告第8号 令和2年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算
（第4号）の専決処分について

- 議長（木村 修君） 日程第11、報告第8号令和2年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について、報告を求めます。建設課長。
- 建設課長（稲葉正明君） 報告第8号、令和2年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

提案理由、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであり

ます。

1枚お開きください。

専決第5号、令和2年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）。

令和2年度蓬田村の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ395万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,747万7,000円とする。

歳入について説明いたします。5ページをお開きください。

2款1項1目1節一般会計繰入金395万5,000円の減額となります。これは水道事業費の確定により減額を行ったものです。

歳出について説明いたします。6ページをお開きください。

1款1項1目10節需用費、光熱水費15万1,000円、その下、11節役務費、輸送料11万8,000円、その下、14節工事請負費、水道維持管理工事費289万円、その下、17節備品購入費、メーター購入費79万7,000円は、支出金額の確定に伴いそれぞれ減額しております。

説明は以上になります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより報告第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第8号は承認することに決定されました。

日程第12 報告第9号 令和2年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第12、報告第9号令和2年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分について、報告を求めます。住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 報告第9号、令和2年度蓬田村介護保険特別会計補正予算

(第5号)の専決処分について。

提案理由、地方自治法第179条の3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。

専決第6号、令和2年度蓬田村の介護保険特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,085万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,531万1,000円とするものでございます。

6ページをお開き願います。歳入になります。

1款1項介護保険現年度分特別徴収、普通徴収、滞納繰越を合わせて154万8,000円を減額しております。収納率は99.2%となっております。

続きまして、11ページから12ページをお開き願います。歳出になります。

2款1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費から12ページ、9目居宅介護サービス計画給付費まで、合わせて3,471万3,000円を減額しております。主に、居宅介護サービス、自宅での介護のサービスの減額、施設介護サービス給付費、特養蓬生園、たんぼぼ老人保健施設、また介護福祉用具購入では、腰かけ便座、シャワーチェア、ポータブルトイレなど、それから介護住宅費では、玄関や家の中の手すり等を設置したものが支出されております。

続きまして、17ページをお開き願います。

3款2項一般介護予防事業費279万4,000円を減額しております。一般高齢者教室やサロン事業での講師を呼んでの講演や指導をしたり、公民館や温泉を利用した事業に対して、暖房費、バス利用の燃料費等も支出しています。

続きまして、17ページから19ページになります。

3款3項包括支援事業任意事業、17ページの1目介護予防マネジメント事業から19ページ、6目地域ケア会議推進事業費まで、合わせて212万9,000円を減額しております。内容は包括支援センター委託費や生活支援体制整備事業委託費として社会福祉協議会の支出したもの、それから介護施設等の研修費等が支出の内容となっております。

あと、その他所要の予算措置に講じて歳入歳出を減額しております。

説明は以上となります。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 質疑がないようですから、終わります。

これより報告第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員であります。よって、報告第9号は承認することに決定されました。

日程第13 報告第10号 令和2年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)の専決処分について

○議長(木村 修君) 日程第13、報告第10号令和2年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)の専決処分について、報告を求めます。住民課長。

○住民課長(佐藤一仁君) 報告第10号、令和2年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)の専決処分について。

提案理由、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。

専決第7号、令和2年度蓬田村の後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ66万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,960万9,000円とするものでございます。

5ページをお開き願います。歳入になります。

1款1項1目後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料2万3,000円と2目普通徴収保険料44万5,000円を合わせて46万8,000円を計上しております。これは村調定額に合わせた額となっております。保険収納率は99.6%となっております。

続きまして、6ページをお開き願います。

5款3項雑入、特定健診実績額と手数料等で88万6,000円を計上しております。

続きまして、7ページ、8ページをお願いいたします。歳出になります。

1款1項総務費から4款1項予備費まで所要の予算措置を講じており、歳出66万9,000円を減額しております。主なものは広域連合に納付分として支払うものが主です。

その他事業の確定に伴い予算調整を行ったものでございます。

説明は以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、終わります。

これより報告第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第10号は承認することに決定されました。

日程第14 報告第11号 繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（木村 修君） 日程第14、報告第11号繰越明許費繰越計算書の報告について、報告を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 報告第11号、繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和2年度蓬田村一般会計補正予算（第12号）第3条及び蓬田村一般会計補正予算（第13号）第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

次のページ、お開きください。

計算書の内訳ですけれども、4事業ありまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、事業費は61万6,000円で繰越額が61万6,000円、財源の内訳は国・県支出金が61万6,000円です。それから、ため池ハザードマップ作成事業、総事業費297万円、繰越額が297万円、国・県支出金が297万円です。それから、橋梁補修工事測量設計事業、1,000万9,000円、事業費で翌年度繰越しが121万1,000円で、国・県支出金77万9,000円、それから一般財源が43万2,000円です。それから、村道舗装補修工事2,913万5,000円ですけれども、繰越額が1,551万7,000円、国・県支出金が907万7,000円、一般財源が644万円になります。合計で4,273万円のうちの2,031万4,000円が繰越額になりまして、国・県支出金の総額が1,344万2,000円、一般財源が687万2,000円になるものであります。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 質疑がないようですから、終わります。

以上で、報告第11号繰越明許費繰越計算書の報告は終わります。

日程第15 議案の上程・提案理由の説明

○議長(木村 修君) 次に、議案の審議を行います。

日程第15、議案の上程。今期定例会に提出されております議案8件を一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。

○村長(久慈修一君) それでは、令和3年第2回蓬田村議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案8件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第23号、蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したこと等による介護保険料の減免措置を延長するため提案するものであります。

議案第24号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について、及び議案第25号、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更については、構成団体である十和田地区食肉処理事務組合が令和3年6月30日をもって解散することに伴い、議会の議決を要するものであります。

議案第26号、令和3年度蓬田村一般会計補正予算(第1号)案につきまして、ご説明申し上げます。

歳入の主なるものとして、国庫支出金6,834万8,000円、繰入金2,053万4,000円などを増額し、村債350万円を減額しております。

次に、歳出の主なるものとして、総務費4,511万3,000円、土木費2,896万9,000円などを増額し、民生費752万8,000円を減額しております。このほかの科目においても、所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに8,539万8,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ22億4,825万1,000円となるわけであります。

議案第27号、令和3年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案につつま

して、ご説明申し上げます。

歳入として繰入金19万円を増額し、歳出として総務費19万円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに19万円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ4億8,489万4,000円となるわけであります。

議案第28号、令和3年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案につきまして、ご説明申し上げます。

歳入として繰入金450万1,000円を増額し、使用料及び手数料450万円を減額しております。

次に、歳出として総務費1,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに1,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ1億1,001万6,000円となるわけであります。

議案第29号、令和3年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第1号）案につきまして、ご説明申し上げます。

歳入の主なるものとして繰入金230万7,000円などを増額しております。

次に、歳出として総務費209万円などを増額しております。

このほかの科目においても、所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに233万6,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ4億5,292万2,000円となるわけであります。

議案第30号、令和3年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案につきまして、ご説明申し上げます。

歳入として、諸収入6万5,000円を増額し、繰入金257万1,000円を減額しております。

次に、歳出として諸支出金6万7,000円を増額し、総務費257万3,000円を減額しております。

この結果、歳入歳出ともに250万6,000円の減額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ8,181万7,000円となるわけであります。

以上をもちまして、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、細部につきましては、私及び関係課長等からそれぞれご説明いたしますので、慎重審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

日程第16 議案第23号 蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第16、議案第23号蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 議案第23号、蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案。

蓬田村介護保険条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したこと等による介護保険料の減免措置を延長するため提案するものであります。

文章と新旧対照表、ありますが、新たな文言となっていて、また申請期限は規則で定めることになっていきますので、併せてかいつまんで説明したいと思います。

まず、減免の対象となる介護保険料のことです。令和3年4月1日から来年の令和4年3月31日までの納期限のものとなります。

減免の対象となる人でございます。新型コロナウイルス感染により、その属する世帯の生計を主とする維持をする者が死亡し、また重篤な病症を負った第1号被保険者が1つ該当になります。

続きまして、また新型コロナウイルス感染の影響による、その属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入等の減少が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であり、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得合計金額が400万円以下の者であります。

そして、減免割合ですが、世帯の生計を主として維持する者が死亡し、また重篤な病症を負った第1号被保険者は10分の10の割合となります。

そして、その次にその属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入の減少が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であり、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得金額400万円以下、それから所得合計等が210万円以下の人の減免割合は10分の10、例えば年金のみの方、パート職員の人が該当となります。それ以外の210万円を超える人は、減免割合が10分の8となります。そして、前の所得にかかわらず事業の廃止、いわゆる倒産の人、失業の場合の人は10分の10となるということです。

この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第7条の規定は令和3年4月1日から適用とするものでございます。

説明は以上となります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第23号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第24号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について

○議長（木村 修君） 日程第17、議案第24号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第24号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和3年6月30日をもって青森県市町村総合事務組合から十和田地区食肉処理事務組合を脱退させ、青森県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更するものであります。

提案理由といたしましては、構成団体であります十和田地区食肉処理事務組合が令和3年6月30日をもって解散することに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を要するものであります。

以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第24号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第25号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について

○議長（木村 修君） 日程第18、議案第25号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第25号、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和3年6月30日をもって青森県市町村職員退職手当組合から十和田地区環境整備事務組合を脱退させ、青森県市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更するものであります。

提案理由といたしましては、構成団体であります十和田地区食肉処理事務組合が令和3年6月30日をもって解散することに伴い、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を要するものであります。

次のページです。

青森県市町村職員退職手当組合の一部を変更する規約といたしまして、別表中から「十和田地区食肉処理事務組合」を削るものであります。

以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論もないようですから、討論を終わります。

これより、議案第25号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時08分 散会

上記会議の経過は、事務局長中川 悟が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 3年 8月20日

蓬田村議会議長 木 村 修

会議録署名議員 森 弘 美

会議録署名議員 吉 田 勉

